

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第28号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請の取下げ)

第2条 法第29条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下げ届書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の不認定の通知)

第3条 知事は、法第30条第1項又は第31条第1項の認定をしないこととしたときは、別に定める様式による建築物エネルギー消費性能向上計画不認定通知書又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更不認定通知書を当該認定の申請をした者に交付するものとする。

(エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の取りやめの届出)

第4条 法第31条第1項に規定する認定建築主（以下「認定建築主」という。）は、法第29条第1項に規定するエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等（以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。）を取りやめたときは、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等取りやめ届書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況の報告)

第5条 法第32条の規定に基づく報告は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等状況報告書（様式第3号）により行わなければならない。

(エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の完了の報告)

第6条 認定建築主は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了したときは、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等完了届書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消しの通知)

第7条 知事は、法第34条の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画（法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）の認定を取り消したときは、別に定める様式による建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書を認定建築主に交付するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請において必要と認める図書)

第8条 省令第1条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能向上計画について法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認定した場合における当該認定を受けたことを証明する書類とする。

(1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）又は住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この号において同じ。）を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。）の住宅部分次に掲げる者のうちいずれかの者

ア エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関

(2) 前号に掲げる建築物等以外の建築物等 前号アに定める者

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請の取下げ)

第9条 法第36条第1項の規定による認定の申請を取り下げようとする者は、建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下げ届書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請に関する不認定の通知)

第10条 知事は、法第36条第2項の認定をしないこととしたときは、別に定める様式による建築物のエネルギー消費性能に係る不認定通知書を当該認定の申請をした者に交付するものとする。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の取消しの通知)

第11条 知事は、法第37条の規定に基づき法第36条第2項の認定を取り消したときは、別に定める様式による建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書を当該認定の取消しを受けた者に交付するものとする。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請において必要と認める図書)

第12条 省令第7条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、第8条各号に掲げる建築物等の区分に応じ、当該各号に定める者があらかじめ法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認定した場合における当該認定を受けたことを証明する書類とする。

(設計内容説明書)

第13条 省令第1条第1項に規定する設計内容説明書は、別に定める様式によらなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第14条 法、省令及びこの規則により知事に提出する書類の部数は、正本1部及び副本2部とし、申請等に係る建築物の所在地を所管する広域振興局長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請取下げ届書

年 月 日

岩手県知事

様

届出者 住 所

氏 名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付けで認定の申請をした建築物エネルギー消費性能向上計画について、申請を取り下げたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第2条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出の有無  
有 ・ 無
- 2 認定の申請に係る建築物の位置
- 3 取下げをする理由

(A4)

様式第2号(第4条関係)

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等取りやめ届書

年 月 日

岩手県知事

様

認定建築主 住 所

氏名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付け岩手県指令 第 号で認定の通知があつた建築物エネルギー消費性能向上計画に係るエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第4条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書を添えて届け出ます。

記

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出の有無  
有(確認年月日・番号 ) ・ 無
- 2 認定に係る建築物の位置
- 3 取りやめをする理由

(A4)

様式第3号(第5条関係)

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等状況報告書

年 月 日

岩手県知事 様

認定建築主 住 所

氏名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第32条の規定に基づき報告の求めがあつたエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第5条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日等  
年 月 日付け岩手県指令 第 号
- 2 認定に係る建築物の位置
- 3 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況

(A4)

様式第4号(第6条関係)

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等完了届書

年 月 日

岩手県知事 様

認定建築主 住 所

氏名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了しましたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日等

年 月 日付け岩手県指令 第 号

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出の有無

有(確認年月日・番号 ) ・ 無

3 認定に係る建築物の位置

4 工事中の軽微な変更の内容

備考 建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が行われた旨を建築士等が確認した書類を添付してください。

(A4)

様式第5号(第9条関係)

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請取下げ届書

年 月 日

岩手県知事 様

届出者 住 所

氏 名 ㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付けで認定の申請をした建築物エネルギー消費性能基準に適合していることについて、申請を取り下げたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 認定の申請に係る建築物の位置

2 取下げをする理由

(A4)